

# 橋梁定期点検業務委託標準歩掛(案)

令和 4 年 6 月

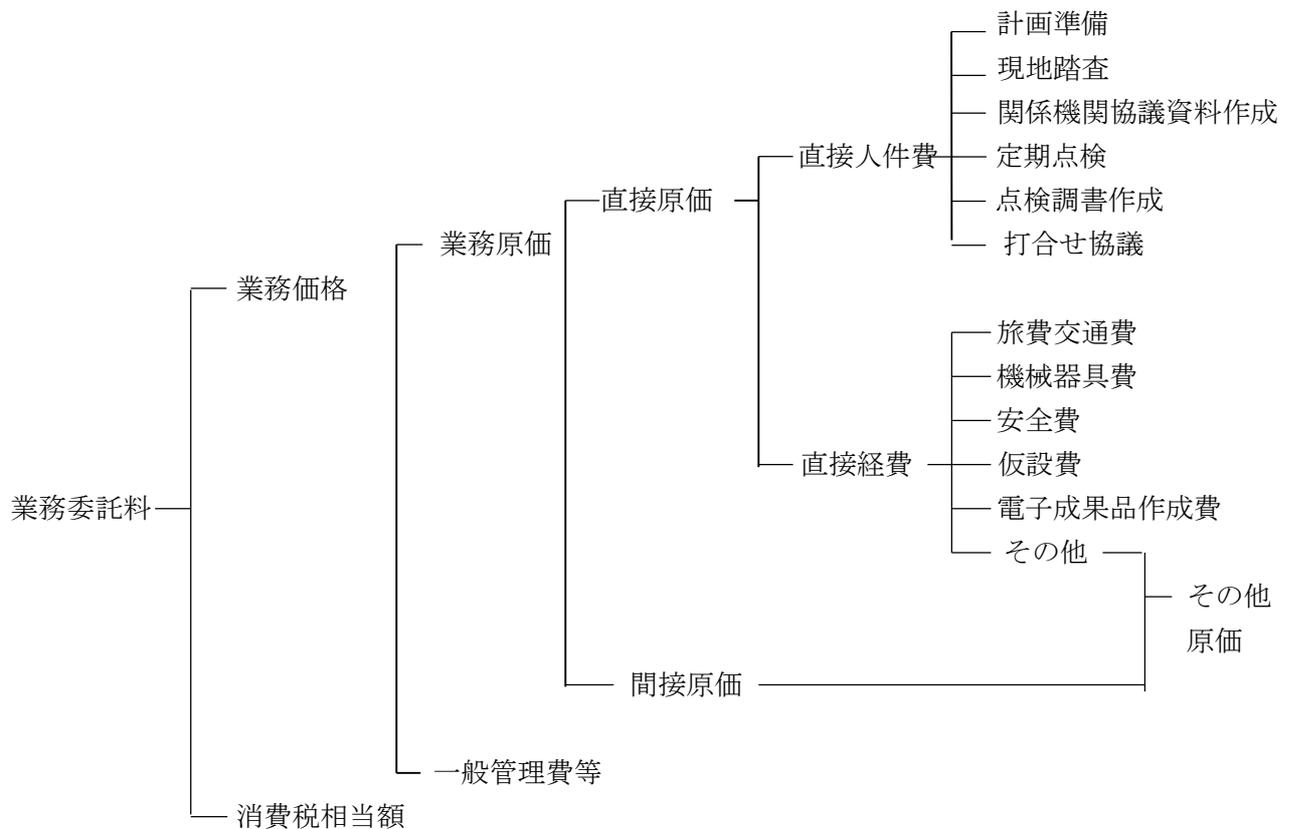
香川県土木部 道路課

# 橋梁定期点検業務委託標準歩掛

## 1. 適用範囲

この積算要領は、香川県が県管理道路の既設橋梁を「橋梁点検要領（案）香川県土木部道路課」（以下、「点検要領」という。）および「橋梁点検マニュアル（案）香川県土木部道路課」（以下、「点検マニュアル」という。）に基づき実施する橋梁点検に適用する。

## 2. 価格構成



### 3. 業務内容

#### 3.1 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

##### (a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

##### (b) 中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。

##### (c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行う。

#### 3.2 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。なお、点検計画の作成にあたっては、国土交通省が公表している「点検支援技術性能カタログ」に掲載されている新技術等の活用を必要に応じて検討するものとする。

#### 3.3 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

#### 3.4 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との諸手続きを行う他、必要な資料等の収集を行う。

#### 3.5 定期点検

##### 1) 現地点検及び診断（損傷程度の評価、健全性の診断）

「点検要領」に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の損傷程度の評価と健全性の診断（部材単位、橋梁毎）を行う。

##### 2) 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づき Microsoft Excel（2007 形式）にて点検要領の「別紙3 点検表記録様式（その1），（その2）」を作成し記録する。なお、道路管理者が独自に保有する点検様式がある場合は、該当様式についても作成し記録する。

また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

#### 3.6 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、Microsoft Excel で作成した点検表記録様式（その1），（その2）については、電子媒体でも納品する。また、道路管理者独自の点検様式がある場合は、道路管理者が指定する方法で入力および納品を行う。

#### 4. 直接人件費

##### 4.1 打合せ協議

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

- ※1 中間打合せは、適宜業務内容を勘案し追加する。
- ※2 中間打合せ回数は、特記仕様書等に明示するものとする。

##### 4.2 業務計画書作成

(1業務当たり)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務 計画書 作成	25橋未満	0.5		1.0	1.5	1.5
	25～50橋未満	0.5		1.5	2.0	2.0
	50～100橋未満	1.0		2.0	3.0	3.0
	100橋以上	1.0		2.0	3.0	3.0

- ※1 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。

##### 4.3 現地踏査

(10橋当たり)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査	外業		1.0	1.0		
	内業		1.0	2.0	3.0	3.0
計			2.0	3.0	3.0	3.0

- ※1 外業には橋梁間の移動時間も含む
- ※2 橋梁数の考え方は、別紙「点検における橋梁数の考え方」のとおりとする。

##### 4.4 関係機関との協議資料作成

(10機関当たり)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関との 協議資料作成	外業			2.0	2.0	
	内業			4.0	4.0	2.0
計				6.0	6.0	2.0

- ※1 外業は関係機関協議および不足する資料収集を行うもので、内業は収集した資料等により協議資料及び説明用資料に整えるものである。
- ※2 外業には移動時間も含む。

#### 4.5 定期点検

(10橋当り)

橋面積 (m <sup>2</sup> )	主任技師	技師 A	橋梁点検員	点検補助員	
			技師 B	技師 C	技術員
20m <sup>2</sup> 以下			3.0	4.5	3.0
20 を超え 40m <sup>2</sup> 以下			3.5	5.5	3.5
40 を超え 100m <sup>2</sup> 以下			5.0	7.5	5.0
100 を超え 200m <sup>2</sup> 以下			7.0	10.5	7.0
200 を超え 400m <sup>2</sup> 以下			9.5	14.5	9.5
400 を超え 800m <sup>2</sup> 以下			12.0	18.0	12.0
800 を超え 1200m <sup>2</sup> 以下			14.5	22.0	14.5
1200 を超え 1600m <sup>2</sup> 以下			16.0	24.0	16.0
1600 を超え 2000m <sup>2</sup> 以下			18.0	27.0	18.0
2000 を超え 2400m <sup>2</sup> 以下			20.0	30.0	20.0
2400 を超え 2800m <sup>2</sup> 以下			22.5	34.0	22.5
2800 を超え 3200m <sup>2</sup> 以下			25.0	37.5	25.0
3200 を超え 3600m <sup>2</sup> 以下			27.5	41.0	27.5
3600 を超え 4000m <sup>2</sup> 以下			30.0	45.0	30.0
4000m <sup>2</sup> を超える	別途見積り				

- ※1 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上のこと。
- ※2 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。
- ※3 点検記録様式の作成を含む。点検記録様式は道路管理者が指定する単位に分割して作成すること。
- ※4 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。
- ※5 特殊な形状の橋（アーチ橋など）については、別途見積りにより対応すること。

#### 4.6 報告書作成

(10橋当り)

	主任技師	技師 A	橋梁点検員	点検補助員	
			技師 B	技師 C	技術員
報告書作成	0.5	0.5	1.0	1.5	1.5

- ※1 報告書及び電子データの納品、データ入力を含む。

#### 4. 直接経費

##### 4.1 旅費・交通費

設計業務等に準ずる。

##### 4.2 機械器具費

###### 4.2-1 ライトバン運転経費

###### (1) 運転経費

(a) 積算上の基地から現地まで、ライトバン運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が 30km 程度（高速道路等を利用する場合は片道距離 60km 程度）もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。

(b) 高速道路等通行料金を計上する。

###### (2) 標準歩掛

###### ライトバン運転（1日当たり）

名称	規格	単位	数量	摘要
燃料費	ガソリン	ℓ		2.6ℓ / h × h
機械損料	ライトバン 1500 cc	h		運転時間当たり損料
機械損料	〃	日		供用日当たり損料
計				

###### 4.2-2 高所作業車、橋梁点検車運転経費

###### (1) 運転経費

(a) 橋梁点検作業において、高所作業車・橋梁点検車を要する場合は、運転経費を計上する。

###### (2) 標準歩掛

###### 高所作業車（橋梁点検車）運転（1日当たり）

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手	一般（特殊）	人		
燃料費	軽油1,2号	ℓ		運転 1 h 燃料消費量 × 5.0 (h)
機械損料		日		賃貸料金（1日）
計				

※1 リフト車規格が「作業床高 10m 以上」、橋梁点検車「車両総重量 25t」の場合は、運転手（特殊）を計上する。

※2 小豆総合事務所管内で橋梁点検車を使用する場合は、往復の航船料を計上すること。

#### 燃料消費率及び機械損料（賃貸料金）

	燃料消費率 (L/h)	賃貸料金等(円/日)
高所作業車トラック架装ブーム型 直伸・屈伸式 作業床高 10m 未満（建物、積算平均 8m）	3.84	12,000 ※1
高所作業車トラック架装ブーム型 直伸・屈伸式 作業床高 10m 以上（建物、積算平均 12m）	3.84	15,900 ※1
橋梁点検車 架装シャシー 3.5t 級 バケット 200(250)kg 又は 2 名 （建物）	4.56	87,000 ※1
橋梁点検車 車両総重量 25t 級 バケット 300kg 又は 3 名	※2	※2

※1 建設物価、積算資料は2022年4月現在の単価であり、業務発注時点の単価に置き換えること。

※2 四国地整保有点検車の有償賃料

### 4.3 安全費

#### (1) 業務内容

安全管理を目的とし、橋梁点検に当り常に適切な保安施設、交通整理員を配置し、現場の安全確保に努める。

#### (a) 保安施設

保安施設は、道路工事保安施設設置基準（案）によるものとし、橋梁点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して必要であれば費用を計上するものとする。

#### (b) 交通整理員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員を計上する。

### 4.4 仮設費

橋梁点検の足場調査に用いる「点検用足場」の費用は別図を参考に計上するものとする。  
ただし、塗装塗替え時の足場を点検用足場として兼用するのが望ましい。

### 4.5 その他の直接費

#### (1) 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。（その他の設計業務）

### 5. その他原価

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

### 6. 一般管理費等

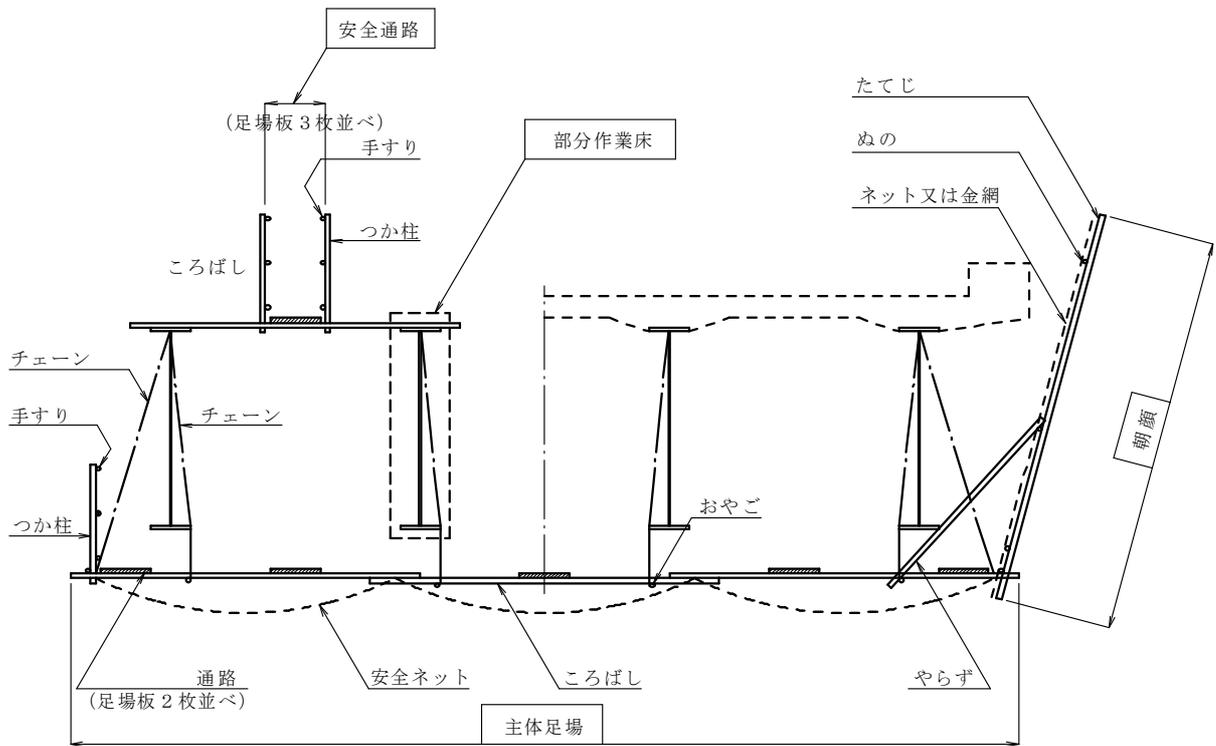
設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

### 7. 消費税相当額

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

# 別図 点検用足場 (例)

## 架設足場 床版足場



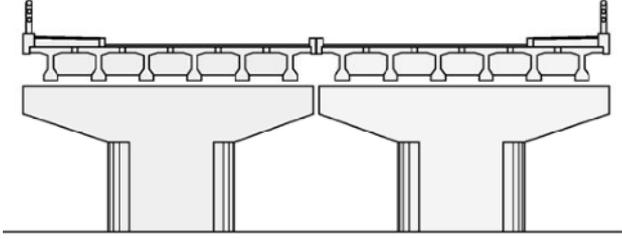
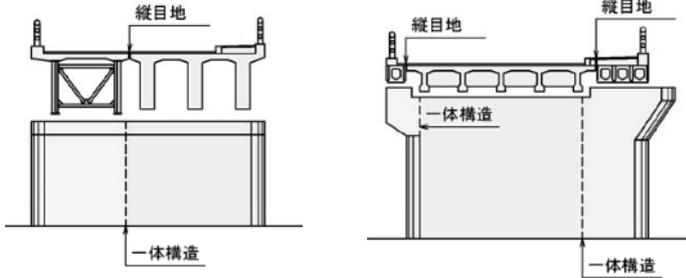
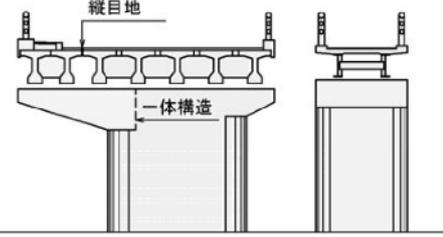
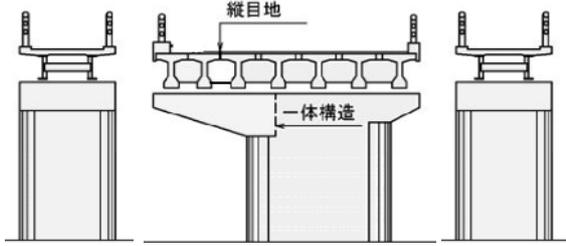
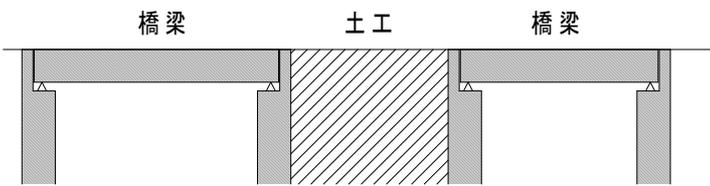
架設足場：主体足場＋（部分作業床＋架設時通路＋安全通路）

床版足場：主体足場＋朝顔

塗装足場：主体足場

点検における橋梁数の考え方

点検橋梁の橋梁数の考え方は以下とする。

①上部工、下部工ともに上下線分離構造の場合	橋梁数
	2 橋
②上部工は分離構造で拡幅、下部工は一体構造で拡幅した橋梁の場合	橋梁数
	1 橋
③上部工は分離構造で拡幅、下部工は一体構造で拡幅+分離構造の側道橋の場合	橋梁数
	2 橋
④本線橋+両側に側道橋の場合	橋梁数
	3 橋
⑤道路方向に連続して架橋されている場合	橋梁数
	2 橋